

第23期 第21回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成31年3月26日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 2 1 回定例農業委員会総会議事録

平成 31 年 3 月 26 日（火）午後 1 時 30 分から、伊予市役所において第 2 1 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	農地利用最適化推進委員	17 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	1 名
	農地利用最適化推進委員	7 名

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 72 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	5 件
議案第 73 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	4 件
議案第 74 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件
議案第 75 号	平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	1 件

第 3 報告第 57 号	農地法第 4 条の規程に基づく届出について	1 件
報告第 58 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	2 件
報告第 59 号	農地使用貸借解約通知について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第21回3月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号8番 ○○ ○○ 委員、9番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第72号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第72号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

番号1、2、3、4は関連がありますので一括で事務局説明をお願いします。

事務局

#### 1番

貸出人	上吾川	○○	○○
借受人	上吾川	○○	○○
申請地	上吾川字内台	田	

続いて、

#### 2番

貸出人	上吾川	○○	○○	相続人代表○○	○○
借受人	上吾川	○○	○○		
申請地	上吾川字六反	田			

続いて、

**3番**

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川字西間	田	

続いて、

**4番**

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	下吾川字柳	田	外2筆

以上、田が6筆で合計13,315㎡

申請理由	(貸出人) 耕作困難 (借受人) 新規就農
権利の種類等	1番、2番、4番が5年間の賃貸借権の設定 3番が5年間の使用貸借権の設定
借受人の作付予定作物	米
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業用自動車
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号1, 2, 3, 4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇で、今年の3月末で研修終了ということで、1年間野菜全般を研修されています。経営計画としては、お米を70%ぐらい、残りの30%をナス、枝豆、レタスなどでやりたいということです。まず、500aぐらいを目標にして、頑張りたいと言われていました。〇〇さんの父は〇〇歳で300aぐらい作られていて、将来は一緒にやられると思います。〇〇さんは、息子さんが〇〇歳と娘さんは〇〇歳と二人います。若い人ですので、〇〇の担い手の1人として頑張ってくれると思います。ご審議よろしくをお願いします。

〇〇委員

〇〇さんは、高齢者ということで、耕作できないということで、委託者を探していたのですが、上吾川の〇〇さんが新規就農ということで、面倒を見るということです。若い方で農業に理解もあるので推薦しました、よろしくをお願いいたします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の抱負とか営農計画についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

これから米麦中心に基本的にはやっていきたいのです。〇〇の研修所で1年間研修をしまして野菜にも取り組んでいきたいと思っています。

作物は、1年目は、伊予ナスとレタスと米麦、初年度は、1町半を借りてこれからやっていこうと思っていますけど、5年後には5町を借りて、米麦中心に野菜を増やせていけたらと思っています。

議長

今、〇〇さんから説明がありましたが、皆様からご質問ありませんか。

〇〇委員

今まではどういったご職業をされておりましたか。

〇〇さん

もともと〇〇の人間で、奥さんが〇〇の人で、こっちに来て5年ぐらいお義父さんの米の方のお手伝いをしていましたが、私は、ずっと運転手をしていました。

議長

将来的には5町ということで、拡大していくとのことですが、就労されるのは、当面は本人と奥さんですか。

〇〇さん

奥さんは手が広がってきてから手伝ってもらおうと思っていますが、1年目は1人で出来ます。

〇〇委員

伊予ナスとレタスの栽培面積はどれぐらい取り組まれるのか。当面の面積、将来の野菜作りの計画を教えてください。

〇〇さん

伊予ナスは、5aの430本を植える予定にしています。レタスは2反です。米と麦が1町2反ぐらいで、1年間やっていくつもりです。5年後の予定では、伊予ナスは5aのままで、枝豆は2反、レタスは4反に増やす予定です。

議長

他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら、今後大変だと思いますので頑張ってくださいと思います。

<新規就農者退室>

議長

番号1, 2, 3, 4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1, 2, 3, 4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1, 2, 3, 4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

番号5につきまして事務局説明をお願いします。

事務局

### 5番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇〇
譲受人	双海町串	〇〇	〇〇
申請地	双海町串字大畑	畑	外8筆
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	譲渡人の要望	
権利の種類等	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、柑橘、キウイ		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんはちょっと体調をくずしているようで、〇〇さんに譲りたいということです。子供は〇〇にいますので、すぐには農業をされたいそうです。〇〇さんは〇〇さんなので、元に戻す考えだそうです。

〇〇委員

〇〇推進委員さんから説明があったのですが、この方々は夫婦でございまして、〇〇さんが、身体が不自由で、今までやってきた農業ができないということで、これから奥さんと一緒にやりますが、名義だけは奥さんに全て返して、農業は二人でやっていくということで、名義だけ変える所有権移転申請をされるとのことです。よろしく申し上げます。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

### ■議案第73号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第73号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	株式会社	〇〇
申請地	中山町出渕	田	
転用目的	太陽光発電施設		
権利の種類等	所有権移転		

申請人である法人は、昭和〇〇年の設立以降、土木建築工事、再生可能エネルギーに関する事業、売電事業等を中心として、事業を行っており順調に業績を伸ばしております。今般さらなる事業拡大のため、必要面積及び発電効率要件を充足する土地を選定した結果、地権者の了承をいただいたことから転用申請に至ったものであります。

申請地は中山町の〇〇集落と〇〇集落の境に位置し宅地等が混在した所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

なお、民家に近いことから〇〇の広報区長さんの依頼で〇〇と〇〇の広報委員より地域の常会にかけたうえで同意を得ていることを確認済みです。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この農地は、昨年1年前までは水田として使われていましたが、借り手が返しまして、1年前から荒れていまして、耕作者をさがしていましたが、見つからずに年末ごろに太陽光の話がでています。先月私のところに行政書士がきましたが、その時には、〇〇区の広報委員さんのところで道路の関係、水路の関係の説明をしていました。〇〇区の広報委員さんには、私のところに来た後で、説明するとのことでした。その場の南と北側で住宅があるということで、心配はしましたが、今の技術で問題ないということなので、印鑑を押しました。周りの住宅には説明をして回ったと聞いております。委員の皆様の検討をお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

## 2番

譲受人	双海町大久保 宗教法人 〇〇 代表役員 〇〇 〇〇
譲渡人	松山市 〇〇 〇〇
申請地	双海町大久保字ヒジキ 田
転用目的	神社本殿・拝殿・鳥居等の建立
権利の種類等	所有権移転（寄付）

1月の総会において、農振除外について審議された案件になります。

申請人である宗教法人が営む神社は、地元の信仰の場として旧来より崇敬を集めてまいりました。しかし、近年、神社へ参拝するには麓から中腹まで急峻な山道を徒歩で登らねばならず少子高齢化も相まって、年々地域住民による参拝が難しくなってきたことと、そこに台風や大雨による自然災害により、現神社において周囲の大木が倒壊、拝殿を直撃するなど再建が困難なほど甚大な被害を受けたため、神社存続のために地元で移転したいと機運が高まったため、法人役員会で決定し、移転手続きとして土地を選定し

た結果、土地所有者が農地を寄付することで話がまとまったため、転用申請に至ったものであります。

申請地は双海町の〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおりで、1月にも詳しい説明をしました。これは神社庁の許可がないと建設ができないという事情がございまして、この譲受人の〇〇さんは下灘、上灘の一部の小さい神社が数個ありますが、それを束ねる〇〇神社の宮司さんでございませう。部落の役員に譲渡したのでは駄目なので、〇〇神社の宮司さんの名前に土地を変えてくださいという、神社庁の指導もありまして、今回〇〇さんからご寄付をいただき〇〇さんに変えまして、手続きが終わり次第、寄付金もほぼ集まっておりますので、地域の皆さんがお参りできるだけの神社を建てて、今後もお祀りしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3の事務局説明をお願いします。

### 3番

借受人	上三谷 〇〇 〇〇
貸渡人	上三谷 〇〇 〇〇
申請地	上三谷字貴布祢 田
転用目的	農家住宅

## 権利の種類等 使用貸借権

10月の総会において農振除外で審議された案件です。

申請人は、妻、子〇人で、現在〇〇と両親の家に同居していますが、子供の成長と共に同居するには手狭になってきたこと、また今後農業を後継するために生活基盤を整えるため住居を必要とし、土地所有者である父と協議し農家住宅を建てるべく転用申請に至ったものであります。

申請地は上三谷の〇〇集落に位置し宅地等が混在した所であり、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

### 議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

### 〇〇委員

〇〇さんの息子の〇〇さんは農家住宅を計画しています。昨年の10月に農振除外を申請し、今回は使用权の貸借をお願いしていますが、〇〇さんは〇〇をたくさん作っておりまして忙しい方でして、〇〇さんが手伝っていただきたいということで、将来後継者として近くに家を建てますと、後継者として〇〇作り、その他管理ができてくると思いますので、よろしくをお願いいたします。

### 議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

### 議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4の事務局説明をお願いします。

## 4番

借受人	伊予郡松前町	有限会社〇〇
貸渡人	香川県丸亀市	〇〇 〇〇

申請地	尾崎字上林	畑
転用目的	太陽光発電施設	
権利の種類等	所有権移転	

申請人である法人は、平成〇〇年に設立し、不動産業を中心とした事業を開始いたしました。平成〇〇年より太陽光発電システムの設置及び販売事業を開始し、順調に業績を伸ばしております。現在、伊予市や松前町を中心に地域密着型の事業を展開しておりますが、今般さらなる事業拡大のため必要面積や発電効率要件を満たす条件で未利用地を探した結果、当該農地を選定し、地権者の了解をいただいたことから転用申請に至ったものであります。

申請地は尾崎の〇〇の北西に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号4につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明があったとおりでございます。この土地は侵入路がないということではなかなか耕作するのが大変な場所でございます。借受けする人も見つからないということで、今回こういう話がありましていいことだと思いますので、よろしく願います。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第74号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

**1番**

申出人	香川県高松市	〇〇株式会社
土地所有者	中山町栗田	〇〇 〇〇
申出地	中山町栗田	畑 〇〇㎡のうち〇〇㎡
転用目的	携帯電話無線基地局	
権利の種類	賃貸借	

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある栗田の集落は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案74号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局さんが言われたとおりでございます。電波が届きにくいということで、申請されるということで、この条件になりました。よろしく申し上げます。

議長

議案74号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案74号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案74号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

### ■議案第75号

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

・平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より内容の説明あり

議長

議案75号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案75号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案75号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

### ■報告第57号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第57号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

**1番**

申請人	三秋	〇〇	〇〇
土地所有者	三秋	〇〇	〇〇
届出地	上三谷字大替地	田	〇〇m <sup>2</sup> のうち〇〇m <sup>2</sup>
転用目的	農業用倉庫		

議長

報告第57号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

**■報告第58号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について**

議長

報告第58号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の届出がありました。

**1番**

貸出人	稻荷	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	市場字打田	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

**2番**

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野字松本	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

### 3番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野字要	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

議長

報告第58号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

### **■報告第59号 農地の使用貸借解約通知について**

議長

報告第59号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

#### 1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川字内台	田	外8筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

#### 2番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

議長

報告第59号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

### ■その他

- ・平成31年度農業委員会総会開催予定日について
- ・農地利用意向調査の調査結果について
- ・役員会協議結果の報告について
- ・役員会の開催について

各内容について事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成31年4月26日(金曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センター  
を開催予定としております。

以上で、第21回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第21回3月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時45分 閉会)